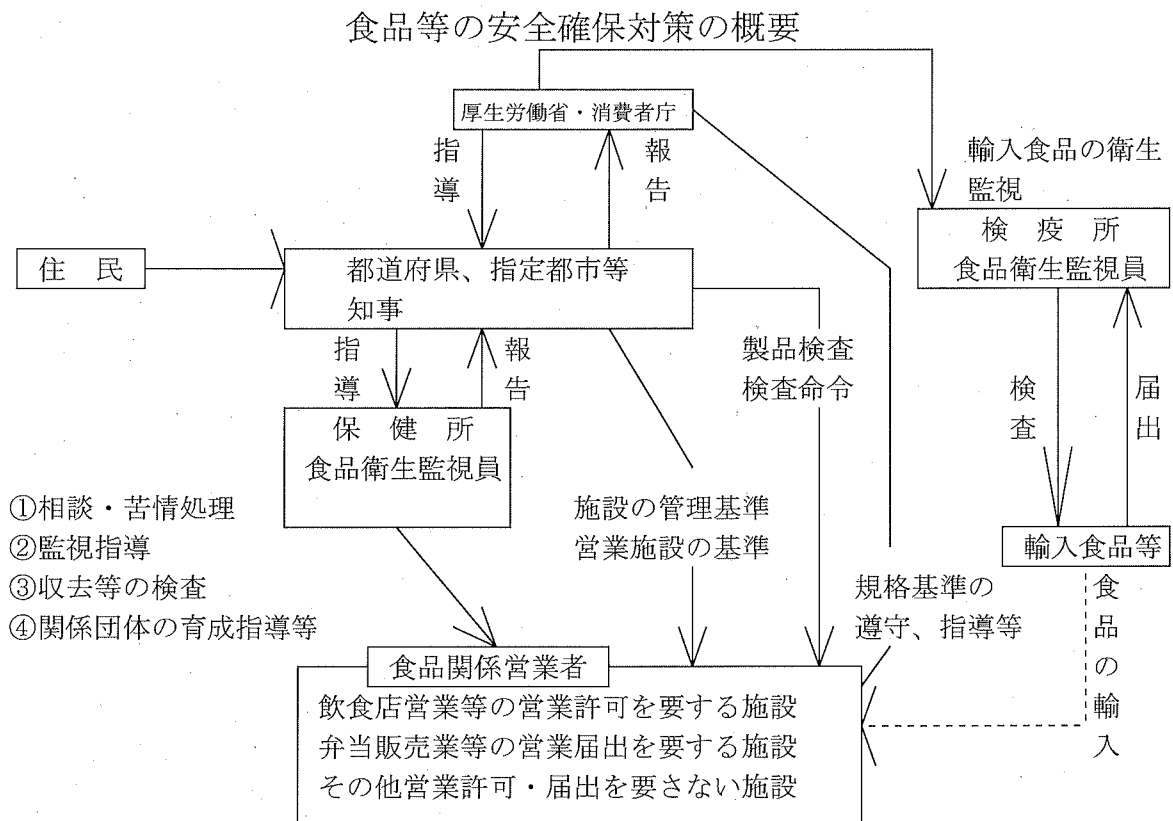


VI 生活衛生担当事業の概要

VI 生活衛生担当事業の概要

1 食品衛生管理指導事業

近年の食品製造技術の高度化や輸入食品の増加、流通の広域化等、食生活を取りまく環境が著しく変化するなか、食中毒事故の続発、残留農薬や放射性物質の汚染等の問題から、食の安全・安心に対する消費者の不安や不信は増大しています。このような状況を踏まえ、食中毒など飲食に起因する衛生上の危害防止のために、改正食品衛生法にて制度化された事業者の製造・販売段階でのHACCPに沿った衛生管理の取組への支援や営業施設に対する許可・届出事務及び消費者に対する食品衛生に関する知識の普及啓発を行うことにより、食の安全の確保に努めています。また、旅館業法に基づき宿泊施設の監視業務も行っています。



(1) 食品衛生監視業務状況

食品衛生法に基づき、飲食店営業などの調理業、菓子製造業をはじめとする製造業、食肉販売業などの食品の販売業の営業許可・届出業務を行い、食品関係営業施設に立入り、HACCPに沿った衛生管理、表示等について監視指導を行っています。

また、徳島県食品衛生監視指導計画に基づき、飲食店や集団給食施設等への重点的な監視指導及び衛生教育も実施しています。

施設指導状況の内容については、施設の衛生管理や食品の取扱いが不適切であったもののほか、異物混入等です。

① 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設の監視指導状況

業 種	監 視 対象数	監 視 延件数	指 導 状 況			行 政 処 分 状 況			
			指導票	始末書	説諭	営業禁停止	改善命令	物品廃棄	その他の処分
飲食店営業	101	91			3				
菓子製造業	21	19							
魚介類販売業	9	6							
食品の冷凍又は冷蔵業	1	30							
缶詰又は瓶詰食品製造業	1	1							
喫茶店営業	6	1							
あん類製造業		1							
アイスクリーム類製造業	5	3							
食肉処理業	2	16							
食肉販売業	3	5							
食肉製品製造業		14							
みそ製造業	2	1							
清涼飲料水製造業	2								
ソース類製造業									
酒類製造業									
豆腐製造業	4	1		1					
めん類製造業	16	9							
そうざい製造業	4	20							
計	177	218	0	1	3	0	0	0	0

①-2 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設の監視指導状況

業 種	監 視 対象数	監 視 延件数	指 導 状 況			行 政 処 分 状 況			
			指導票	始末書	説諭	営業禁停止	改善命令	物品廃棄	その他の処分
飲食店営業	355	122		1	7				
調理の機能を有する 自動販売機	1								
食肉販売業	10	11							
魚介類販売業	12	11							
食肉処理業	5	19							
菓子製造業	56	13			1				
アイスクリーム類製造業	4	7							
清涼飲料水製造業	2								
食肉製品製造業	1	2							
食用油脂製造業									
みそ又はしょうゆ製造業	5								
酒類製造業	2								
豆腐製造業	6	4			1				
麺類製造業	21	7			1				
そうざい製造業	17	9			1				
冷凍食品製造業	4	5							
漬物製造業	11								
密封包装食品製造業	17	4							
計	529	214	0	1	11	0	0	0	0

② 届出を要する営業施設の監視指導状況

業 種		監視対象数	監視延件数	指 導 状 況			行 政 処 分 状 況			
				指導票	始末書	説 諭	営業禁止	改善命令	物品廃棄	その他の処分
旧許可 業種で あった 営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	25	10							
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	47	37							
	乳類販売業	68	26							
	冰雪販売業	1								
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	48	7							
販売業	弁当販売業	2	15							
	野菜果物販売業	12	25							
	米穀類販売業	8	14							
	通信販売・訪問販売による販売業									
	コンビニエンスストア	10	5							
	百貨店、総合スーパー	10	13							
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	5	3							
	その他の食料・飲料販売業	49	35							
製 造 ・ 加工業	添加物・製造加工業	1								
	いわゆる健康食品の製造・加工業									
	コーヒー製造・加工業	1								
	農産保存食料品製造・加工業	12	1	1						
	調味料製造・加工業	10								
	糖類製造・加工業									
	製穀・製粉業	10								
	製茶業	9	2							
	海藻製造・加工業	2	1							
	卵選別包装業	2	1			1				
	その他の食料品製造・加工業	49	2							
上記以外 のもの	行 商									
	集団給食施設	35	14			2				
	器具、容器包装の製造・加工業	1								
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、 営業とみなされないもの	1								
	その他		34							
計		418	245	1	0	3	0	0	0	0

③ 旅館業監視指導状況

営業の種別	監視対象数	監視延件数	行政処分状況			指導状況		その他
			許可取消	営業停止	措置命令	始末書	説 諭	
旅館・ホテル営業	23	3						
簡易宿所営業	39	6						
下宿営業	0	0						
計	62	9	0	0	0	0	0	0

(2) 食品関係収去検査及び現場検査状況

施設の拭き取り検査及び収去検査（食品等の無償提供を受け）を実施し、科学的根拠に基づいた指導を行えるように努めています。また、昨年度に続き ATP 拭き取り検査を実施し、現場での衛生指導も行っています。

① 食品等の収去検査状況

微生物検査は、県が定めている衛生指導基準により判定しており、不適合の内容は、一般生菌数の基準超過と大腸菌群の検出によるものが大半です。

収去食品の名称	化学検査		微生物検査	
	検査件数	不適件数	検査件数	不適件数
魚介類				
凍結直前加熱加熱後摂取冷凍食品				
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品				
魚介類加工品			162	2
肉・卵類及びその加工品			225	3
乳製品				
乳類加工品				
アイスクリーム類・氷菓			2	
穀類及びその加工品			162	
野菜類・果物及びその加工品	91		738	10
菓子類			9	
清涼飲料水				
その他の添加物				
密封包装食品				
その他の食品			423	4
計	91	0	1,721	19

② 器具容器包装等の現場検査状況

微生物検査は、県が定めている衛生指導基準により判定しており、不適合の内容は、一般生菌数と大腸菌群の基準超過および黄色ブドウ球菌等の検出によるものです。

器具等の名称	化学検査		微生物検査	
	検査件数	不適件数	検査件数	不適件数
まな板			8	
包丁			740	76
食器類			16	2
調理台			880	102
冷蔵庫			200	2
食器棚			8	
調理人の手指			64	2
蛇口			891	121
食品※			48	4
その他			512	1
A T P 拭き取り検査	115			
計	115		3,367	310

※食品の現場検査には、ジビエ肉の拭き取り検査を含む。

(3) 講習会実施状況

営業関係者及び一般の消費者に対し衛生教育・講習会を実施し、食品衛生知識の向上を図っています。

対象	開催回数	参加人数
食品関係営業者	8	165
一般消費者等	3	68

2 薬事・毒劇物関係事業

医薬品等の適正な提供・販売体制の確保により、医薬品等による事故を未然に防止し、また、毒物・劇物による危害防止を図るため、取扱い及び保管管理等について監視指導を行っています。

(1) 薬事監視指導事業

薬局・医薬品等販売業者への立入検査を実施し、適正な提供・販売体制の確保、健康食品等の不適正な広告の除去に努めるとともに、医薬品等の適正な取扱いと保管管理等の指導を行っています。譲受等の記録の徹底等を指導しました。

業 種	監 視 対 象 数	監視件数	違反件数	違反に対する処理			備 考
				説 論	収 去	その他	
薬 局	17	8	2	2			
店舗販売業	17	2	2	2			
高度管理医療機器等販売賃貸業	22	1					
管理医療機器販売・賃貸業	132						
計	188	11	4	4	0	0	

(2) 薬事生産指導事業

薬局、医薬品等販売業者（卸売、配置販売業等を除く）等の新規、更新申請時には、医薬品等の適正な取扱い、保管管理及び記録等の指導を行っています。

業 態 別	対 象	新 規	更 新	変 更	書換・再交付 その他・事務 処 理 件 数	指導件数
薬 局	17		4	49	3	2
店舗販売業	17		2	30		2
高度管理医療機器等販売賃貸業	22	3	2	15	1	
管理医療機器販売・賃貸業	132	33		11	23	
毒物劇物販売業	20	2	7	4	3	2
計	208	38	15	109	30	6

(3) 毒物・劇物関係監視指導事業

毒物・劇物による危害防止を図るため、薬局、農業協同組合等の毒物・劇物販売店に立ち入り、取扱い及び保管管理について監視指導を行っています。譲受書の記載、保管管理の徹底等を指導しました。

業 種	監 視 対 象 数	監視件数	違反件数	違反に対する処理			備 考
				説 論	収 去	その他	
毒物・劇物販売業者	20	9	2	2	0	0	

(4) 緊急予防薬品の配置状況（乾燥まむしウマ抗毒素）

予防薬品は、管内 6 箇所に配置しています。

名 称	所 在 地	電 話
西部総合県民局美馬保健所	美馬市穴吹町穴吹字明連 23	0883-52-1017
ホ ウ エ ツ 病 院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南 130-3	0883-52-1095
こ う ざ い 薬 局	美馬市脇町字拝原 1413-7	0883-52-1593
美馬市 国民健康保険 木屋平診療所	美馬市木屋平字川井 224	0883-68-2541
つ る ぎ 町 立 半 田 病 院	美馬郡つるぎ町半田字中藪 232-5	0883-64-3145
田 村 医 院	美馬郡つるぎ町貞光字宮下 12-4	0883-62-5166

3 薬物乱用防止対策事業

麻薬・覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物乱用による保健衛生上の危害発生防止を図ることを目的とし、地域に根ざした啓発活動を通して薬物乱用の恐ろしさの啓発・普及を図り、薬物乱用のない明るい社会環境作りに努めています。

また、薬物乱用防止指導員等のボランティアグループの協力のもとに、薬物乱用者の根絶を図るため、啓発活動を実施しています。

(1) 講習会の開催

薬物乱用防止指導員を対象に講習会を実施しました。

実施回数	受講者数	内 容
1	20	薬物事犯の状況等について

(2) 啓発活動状況

リーフレット、ティッシュペーパー、うちわ等の啓発資材を配布して、住民に薬物の恐ろしさの普及啓発を行っています。

さらに、出前講座、啓発ビデオ、市町広報誌等の活用により、住民の薬物乱用防止の意識の向上を図っています。

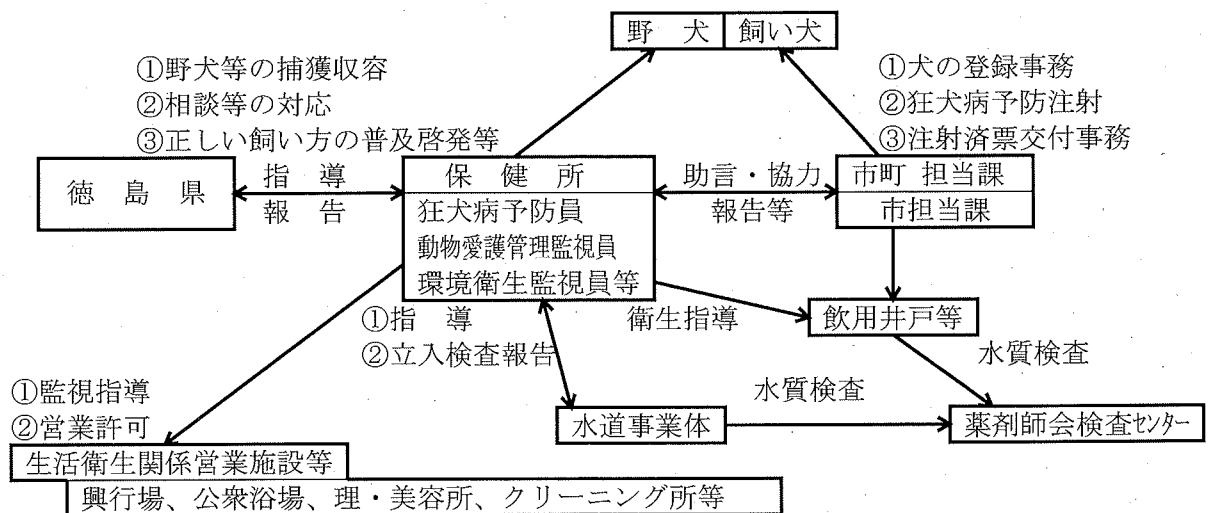
また、薬物乱用防止の標語を記載した看板を保健所前に設置し、啓発に努めています。

回 数	啓 発 人 員
33	2,763 人

4 生活衛生関係指導事業

多数の人が利用し、日常生活に密接に結びついているクリーニング所、理容所、美容所、公衆浴場などの生活衛生関係営業施設について、生活衛生関係営業施設の監視指導計画により、それぞれの法律に基づく監視指導のほか、飲料水の水質衛生の確保と維持のため、水道施設等の立入指導を行うなど、快適な生活環境の確保に努めています。

環境衛生指導事業及び動物愛護管理事業の概要



(1) 生活衛生営業施設数及び監視指導の状況

業 種	新規件数	廃止件数	監視対象数	監視指導件数
理 容 所	0	1	60	14
美 容 所	0	3	113	24
クリーニング所	一 般		4	5
	取 次 所	1	11	
	計	0	15	5
興 行 場	映 画 館		1	
	そ の 他	0	1	
	計	0	2	0
公 衆 浴 場	普 通 浴 場			
	そ の 他	0	13	10
	計	0	13	10
特 定 建 築 物	店 舗		4	
	そ の 他		3	
	計	0	7	0
火 葬 場	0	0	2	0
納 骨 堂	0	0	6	0
合 計	0	5	218	53

(2) 水道関係施設数及び水道普及率

※令和5年3月31日現在

	水道事業数			給水人口	普及率(%)	簡易専用水道	小規模受水槽水道
	上水道	簡易水道	専用水道				
美馬市	1	1	3	25,665	99.3	45	82
つるぎ町	1			6,685	97.5	9	22
計	2	1	3	32,350	98.9	54	104

注1) 受水槽の有効容量10tを超えるものが簡易専用水道、10t未満は小規模受水槽水道である。

5 動物由来感染症等対策事業

狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき、狂犬病をはじめとする動物由来感染症対策やペット動物の適正な飼育管理指導を行っています。

(1) 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施状況

市町名	新規登録数	原簿記載数	注射頭数
美馬市	100	2,059	1,123
つるぎ町	21	521	351
計	121	2,580	1,474

(2) 放浪犬等の状況

放浪犬 収容頭数	引取頭数		負傷動物収容頭数			返還	
	犬	猫	犬	猫	その他	犬	猫
8	12	4	0	0	0	7	0

(3) 犬による被害及び苦情件数

咬傷 事件 数	野 犬 が 多 い	放 し 飼 い が 多 い	家 畜 の 被 害	農 作 物 の 被 害	糞 に よ る 被 害	鳴 き 声 に よ る 被 害	ゴ ミ ・ 花 壇 の 被 害	追 い か け る	そ の 他	計
3	15	15	0	0	2	1	0	0	51	87

(4) 動物の適正管理等に係る相談及び動物愛護法及び条例に基づく指導状況

	処 理 件 数	指 導 件 数	立 入 件 数	勸告 (法)	措置命令 (法)	条例に基づく措置命令				告 発 件 数
						係 留	口 輪	検 診	その他	
犬	88	47	39	0	0	0	0	0	0	0
猫	87	36	37	0	0	0	0	0	0	0

注1)「動物の愛護及び管理に関する法律」第25条第1項(勸告)・同条第2項(措置命令)

注2)「徳島県動物の愛護及び管理に関する条例」第17条第2項(措置命令)

(5) 咬傷事故の状況

区 分		発 生 件 数	発 生 状 況					発 生 場 所		
			犬舎等に 係 留 中	係留して 運 動 中	放 し 飼 い	野 犬 (放浪犬)	その他	犬舎等 の周辺	公共の 場 所	その他
飼い犬	登 録	2	1	1				1	1	
	未登録	1			1			1		
飼い主不明										
野 犬										
計		3	1	1	1			2	1	

(6) 動物取扱業の登録及び指導状況等

登録件数		廃業件数	苦情件数	立入検査	勸告件数	措置命令	罰則適応	登録抹消
新 規	更 新							
3	2	0	0	5	0	0	0	0

(7) 特定動物の飼養・保管許可及び指導状況等

該当無し

(8) 事業等の実施状況

	実 施 内 容
災害時ペット対策事業	ペット同行避難訓練の実施や発災時の準備や対応について情報発信を行っています。
動物由来感染症調査事業	飼い主のいない犬による咬傷事故が発生した場合、保健所に収容し狂犬病の検診を行っています。 各種イベントや講習会で動物由来感染症対策の普及啓発を図っています。
動物愛護管理啓発活動	動物愛護推進員と協力し、動物の適正管理や飼養管理の啓発活動を推進している。

6 乳肉衛生管理指導事業

食品衛生法に基づいた乳肉食品関係施設の立入り調査、監視指導等を実施し、関係業者に対して衛生思想の普及に努め、乳肉・魚介類食品等の衛生確保を図っています。

(1) 化製場等に関する法律関係業務

畜 舎 き ん 舎： 0 施設

化製場等(製造施設)： 0 施設

(2) 食肉等輸出施設の状況

輸出先	選定(登録)施設の名称	固有記号(登録番号)	獣畜種類
香港	貞光食糧工業株式会社 食品工場	TOKU - I	食鳥肉
	まるほ食品株式会社 徳島工場	TOKU - G	食鳥肉
ベトナム	まるほ食品株式会社 徳島工場	TK - 1	食鳥肉
	貞光食糧工業株式会社 食品工場	TOKU - I	食鳥肉
マカオ	貞光食糧工業株式会社 食品工場	TOKU - 2	食鳥肉

(3) 生食用食肉処理の状況

該当なし。

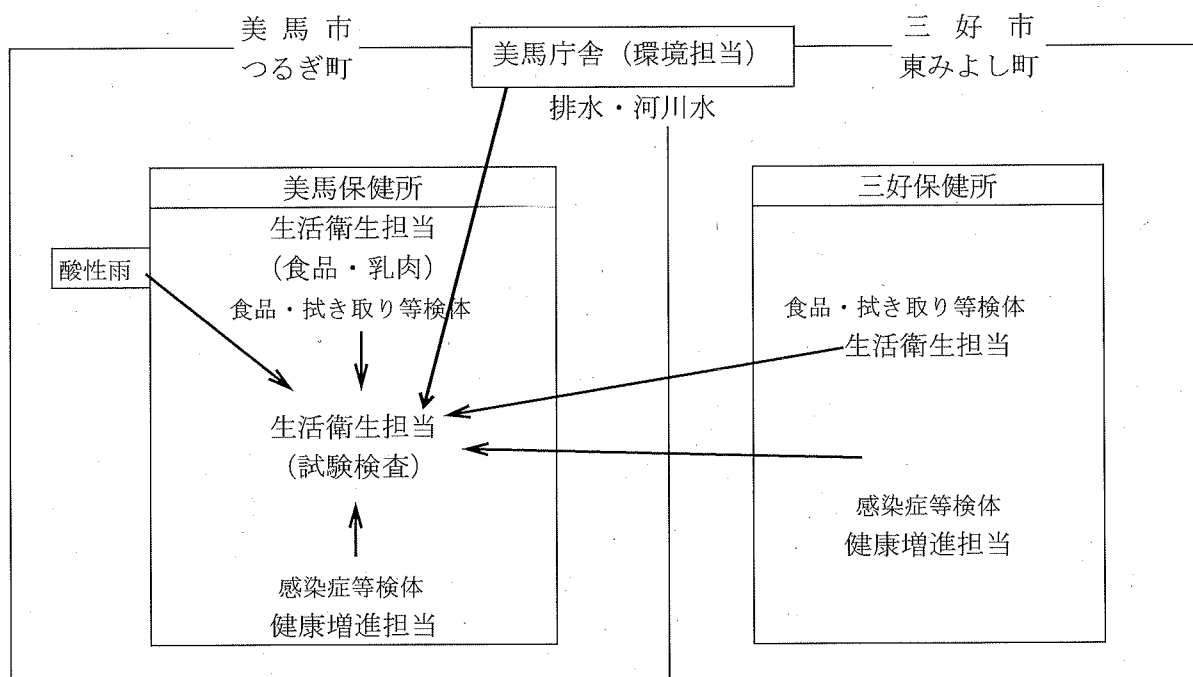
(4) シカ肉・イノシシ肉処理施設の状況

施設名	処理獣種	所在地
美馬市シカ肉等処理加工施設	シカ	美馬市木屋平
穴吹猟友会ジビエ処理加工施設	シカ・イノシシ	美馬市穴吹町

7 試験検査業務

西部総合県民局保健福祉環境部の生活衛生担当、環境担当、健康増進担当の試験検査業務を実施しています。

- ・生活衛生担当 → 食品衛生試験検査（食中毒細菌・理化学検査（食品添加物等）・異物等）
- ・環境担当 → 水質汚濁発生源等の水質検査、公共用水域の水質検査、酸性雨調査等
- ・健康増進担当 → 感染症等の検査



(1) 食品衛生に関する検査件数（生活衛生担当の検査業務）

① 微生物検査：食中毒菌等

・食品検査件数

検査対象	美馬管内	三好管内	計
収去食品	1,721	1,174	2,895
苦情食品・その他	48	48	96
計	1,769	1,222	2,991

※その他には、ジビエ肉の拭き取りを含む。

給食施設、量販店や産直市等で提供、販売されている食品について、微生物検査を実施しています。また、食中毒、苦情が発生した場合の検査も状況に応じて実施しています。

・拭き取り検査件数

検査項目	美馬管内	三好管内	計
拭き取り検査キット	968	48	1,016
フードスタンプ	2,399		2,399
計	3,367	48	3,415

※拭き取り検査件数には、ジビエ肉の拭き取りを含む。

食品営業施設等の調理器具等の表面を拭き取って、微生物検査を実施しています。検査には、拭き取り検査キットを用いた詳細な検査と、フードスタンプを用いた簡易な検査があります。

重点的な指導が必要な、集団給食施設等については、拭き取り検査キットを用いて検査し、飲食店等の食品営業施設については、夏季にフードスタンプを活用して一斉検査を行っています。

②理化学検査：食品添加物等

検査項目	美馬管内	三好管内	計
着色料	72	24	96
保存料	18		18
甘味料	1		1
苦情・その他	1		1
計	92	24	116

美馬、三好保健所管内で製造又は流通している食品について、食品添加物等の検査を実施しています。

また、食品の苦情の際には、状況に応じて顕微鏡を使用した異物検査等も実施しています。

③ 外部精度管理

検査項目	検査項目
食品微生物検査	一般細菌数測定 サルモネラ属菌
食品理化学検査	保存料（ソルビン酸） 着色料

試験検査の信頼性確保を目的に、食品微生物検査、食品理化学検査について、第三者機関による外部精度管理調査に参加しました。

(2)環境衛生・公害に関する検査件数（環境担当の検査業務）

検査項目	施設数等	pH	DO	BOD	COD	SS	T-P	T-N	捕集量	その他	計
公共水域水質検査	2	24	24	24		24	12	12			120
排水基準監視業務	25	25		25	25	25	25	25			150
総量削減対策事業	2				2		2	2			6
酸性雨調査	1	46							53		99
苦情・その他	0										0
外部精度管理	0	1		1	1		1				4
計	30	96	24	50	28	49	40	39	53	0	379

事業所からの排水や公共用水域（河川）の水質検査を行っています。その他、美馬保健所庁舎屋上にて降雨を捕集し、毎週の捕集量及び pH の測定（酸性雨調査）等を実施しています。

(3) 結核予防、感染症及びその他疾病対策事業関係検査件数 (健康増進担当の検査業務)

①結核菌検査 (二類感染症)

検査項目	美馬管内	三好管内	計
QFT 検査 ^{*1}	5	14	19

^{*1} 徳島保健所で実施

結核予防事業の一環として、QFT (クオンティフェロン) 検査を実施しています。

②梅毒血清反応検査

検査項目	美馬管内	三好管内	計
梅毒血清反応検査 ^{*2}	3	2	5

^{*2} 保健製薬環境センターで実施

梅毒の予防及び早期発見、早期治療を進め、まん延防止を図ることを目的に、検査を実施しています。

③ HIV 検査

検査項目	美馬管内	三好管内	計
HIV 抗体即日検査	16	7	23

エイズ相談事業の一環として、即日検査を実施しています。

第2・第4水曜日 (美馬保健所)、第1・第3木曜日 (三好保健所)

検査普及週間、世界エイズデー関連行事で6月と12月に定期外の検査を実施しています。

④肝炎ウイルス検査

検査項目	美馬管内	三好管内	計
HCV 抗体検査	9	3	12
HBs 抗原検査	9	3	12
計	18	6	24

肝炎ウイルス検査相談事業の一環として、B 型及び C 型肝炎ウイルス検査を実施しています。

⑤原爆被爆者健診

検査項目	美馬管内	三好管内	計
被爆者健診	2	4	6

原爆被爆者対策事業の一環として、定期検査を実施しています。

⑥その他感染症行政検査

検査項目	美馬管内	三好管内	計
腸管出血性大腸菌	0	0	0
計	0	0	0

感染症対策事業の一環として、腸管出血性大腸菌等の感染症が発生した時、接触者等の検査を実施しています。